

産業再生特区による税制優遇について

■ 復興特区法とは

- ・ 東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として2011年12月26日に施行されました。
- ・ 被災自治体は、国が策定する基本方針に基づき復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができます。（岩手県産業再生復興推進計画：2012年3月30日、2021年4月1日認定）
- ・ 認定復興推進計画に基づく復興推進事業は、税制の優遇などの一定の措置が受けられます。

■ 岩手県産業再生復興推進計画の概要

◆ 計画の特徴

産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を生かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図ることを目的に、計画したものです。

◆ 目標

沿岸12市町村において、それぞれの地域の特性を生かした産業の集積を図ることにより、被災地域における雇用機会の確保・創出を図ります。

◆ 集積を目指す主な産業分野

- ・ ものづくり産業（セメント関連産業、鉄鋼関連産業、電子機械製造関連産業、輸送用機械器具関連産業）
- ・ 医療・医薬品関連産業
- ・ 情報サービス関連産業
- ・ 木材関連産業
- ・ 環境負荷低減エネルギー関連産業
- ・ 観光関連産業
- ・ 食品関連産業
- ・ 水産関連産業
- ・ 農業及び関連産業

※商業・サービス業については、市町村が作成する復興推進計画により集積を図っています。

計画の認定を受けた市町村 5市町

（ 釜石市（2013年3月）、大船渡市（2016年3月）、山田町（2016年6月）、
陸前高田市（2016年12月）、大槌町（2016年12月） ）

◆ 主な優遇措置

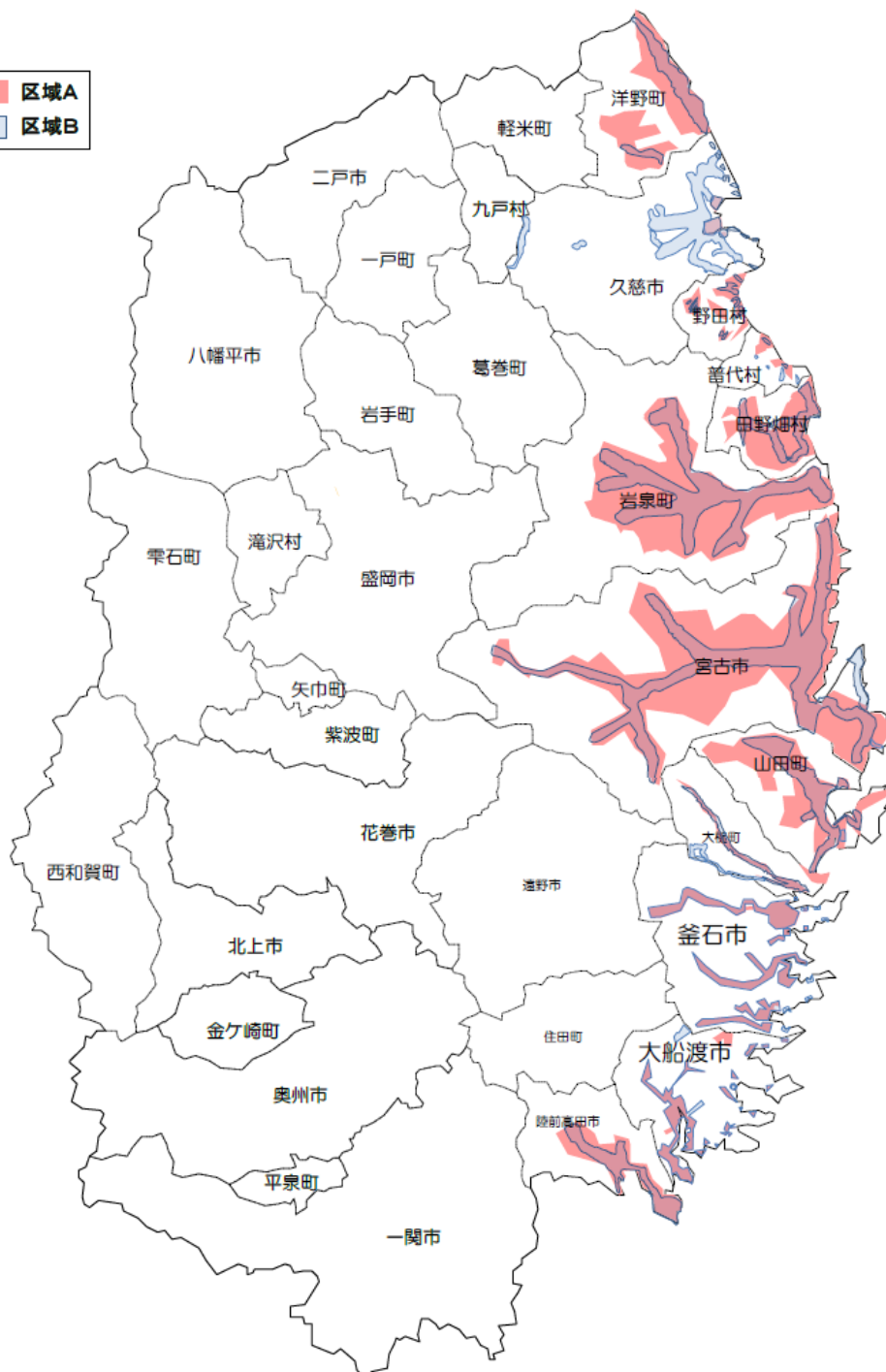
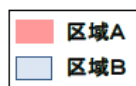
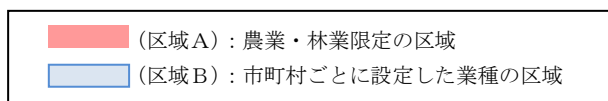
集積産業（業種）の事業者が、復興に寄与する事業（新規投資や被災者雇用等）を行う場合には、復興特別区域法に基づく県の指定等を受けることにより、税制の優遇措置等を受けることができます。

主な優遇措置

- ・ 取得設備等についての特別償却又は税額控除〔37条〕
（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）
- ・ 雇用者等に係る法人税の特別控除〔38条〕 等

◆ 復興産業集積区域の範囲（イメージ図）

○ 以下の各色で塗りつぶされた範囲が、復興産業集積区域のイメージ



※ 詳細は以下のHP（ホームページ）の「地番等一覧（詳細）」で確認してください。

[「岩手県HP」](#) → [「震災復興」](#) → [「なりわいの再生」](#) → [「産業再生特区による税制優遇について」](#)

◆ 集積を目指す業種（対象業種） （沿岸 12 市町村共通） 1 / 2

○ セメント関連産業

(ア) 特定業種

212 セメント・同製品製造業

(イ) (ア)の関連業種

05 鉱業、採石業、砂利採取業	15 印刷・同関連業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
70 物品賃貸業	71 学術・開発研究機関	88 廃棄物処理業
9292 産業用設備洗浄業		

○ 鉄鋼関連産業

(ア) 特定業種

22 鉄鋼業

(イ) (ア)の関連業種

05 鉱業、採石業、砂利採取業	15 印刷・同関連業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
70 物品賃貸業	71 学術・開発研究機関	9292 産業用設備洗浄業

○ 電子機械製造関連産業

(ア) 特定業種

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(イ) (ア)の関連業種

11 繊維工業(一部を除く)	15 印刷・同関連業	16 化学工業(一部を除く)
17 石油製品・石炭製品製造業	18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業	22 鉄鋼業	23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業(一部を除く)	29 電気機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業
32 その他の製造業(一部)	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	51 繊維・衣服等卸売業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業	70 物品賃貸業
71 学術・開発研究機関	72 専門サービス業(一部)	74 技術サービス業(一部)
9021 電気機械器具修理業		

○ 輸送用機械器具関連産業

(ア) 特定業種

3113 自動車部品・附属品製造業 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

(イ) (ア)の関連業種

11 繊維工業(一部を除く)	15 印刷・同関連業	16 化学工業(一部を除く)
17 石油製品・石炭製品製造業	18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	21 窯業・土石製品製造業	22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業	24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業(一部を除く)	29 電気機械器具製造業
32 その他の製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	51 繊維・衣服等卸売業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業	70 物品賃貸業
71 学術・開発研究機関	72 専門サービス業(一部)	74 技術サービス業(一部)

○ 医療・医薬品関連産業

(ア) 特定業種

165 医薬品製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業

(イ) (ア)の関連業種

44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	5521 医薬品卸売業	71 学術・開発研究機関

○ 情報サービス関連産業

(ア) 特定業種

3719 その他の固定電気通信業	39 情報サービス業	40 インターネット付随サービス業
71 学術・開発研究機関	72 専門サービス業(一部)	9299 他に分類されないその他の事業サービス業(コールセンター)

(イ) (ア)の関連業種

特になし

○ 木材関連産業

(ア) 特定業種

12 木材・木製品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業

(イ) (ア)の関連業種

022 素材生産業	024 林業サービス業	13 家具・装備品製造業
15 印刷・同関連業	26 生産用機械器具製造業	44 道路貨物運送業
47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	87 協同組合	

○ 環境負荷低減エネルギー関連産業

(ア) 特定業種

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	295 電池製造業	299 その他の電気機械器具製造業(太陽電池製造業)
33 電気業のうち、環境負荷低減型エネルギーの供給に関するもの	34 ガス業のうち、環境負荷低減型エネルギーの供給に関するもの	35 熱供給業のうち、環境負荷低減型エネルギーの供給に関するもの

(イ) (ア)の関連業種

12 木材・木製品製造業	16 化学工業	18 プラスチック製品製造業
19 ゴム製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	22 鉄鋼業
23 非鉄金属製品製造業	24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	44 道路貨物運送業	47 倉庫業
481 港湾運送業(一部地域)	484 こん包業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54 機械器具卸売業	70 物品賃貸業	71 学術・開発研究機関
72 専門サービス業(一部)	74 技術サービス業(一部)	9292 産業用設備洗浄業

○ 観光関連産業

(ア) 特定業種

57 織物・衣服・身の回り品小売業(土産品として製造されたものに限る。)	58 飲食品小売業(土産品として製造されたものに限る。)	75 宿泊業
76 飲食業	785 その他の公衆浴場業	804 スポーツ施設提供業
8092 マリーナ業	8093 遊漁船業	

(イ) (ア)の関連業種

51 繊維・衣服等卸売業(一部地域)

○ 食品関連産業

(ア) 特定業種

09 食料品製造業	10 飲料・たばこ飼料製造業(一部を除く)
-----------	-----------------------

(イ) (ア)の関連業種

15 印刷・同関連業	18 プラスチック製品製造業	26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	52 飲食品卸売業	70 物品賃貸業
71 学術・開発研究機関		

○ 水産関連産業

(ア) 特定業種

03 漁業	04 水産養殖業
-------	----------

(イ) (ア)の関連業種

15 印刷・同関連業	18 プラスチック製品製造業	26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	52 飲食品卸売業(一部)	70 物品賃貸業
87 協同組合		

○ 農業及び関連産業

(ア) 特定業種

01 農業

(イ) (ア)の関連業種

15 印刷・同関連業	18 プラスチック製品製造業	26 生産用機械器具製造業
44 道路貨物運送業	47 倉庫業	481 港湾運送業(一部地域)
484 こん包業	52 飲食品卸売業	5226 茶類卸売業
70 物品賃貸業	87 協同組合	

○ 繊維関連産業(久慈市に限る。)

(ア) 特定業種

11 繊維工業

(イ) (ア)の関連業種

特になし

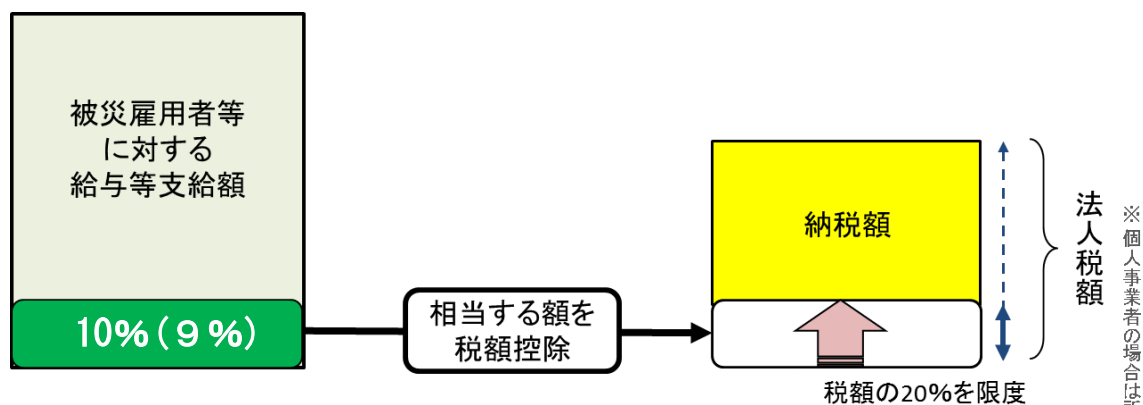
※ 関連業種(イ)に該当する場合は、特定業種(ア)との取引関係が分かる資料(取引伝票、請求書、納品書等)を申請時に提出する必要があります。

■ 特区による税制の特例（復興特区法第 37 条～39 条、43 条）

◆ 国税（法人税）の特例（下記（1）～（2）は選択適用）

（1）雇用減税 第 38 条

2026（令和 8）年 3 月 31 日までに指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から 5 年の間の復興産業集積区域内の事業所における雇用者等（※）に対する給与等支給額の 10%（2025（令和 7）年 4 月 1 日から 2026（令和 8）年 3 月 31 日までの間に指定を受けた個人事業者又は法人については 9%）を、税額の 20% を限度として控除できる。



（ ）内は、R7. 4. 1～R8. 3. 31 に指定を受けた場合

（※）「雇用者等」の定義は次のいずれか

- ・ 2011 年 3 月 11 日において特定被災区域に所在する事業所に雇用されていた者
 - ・ 2011 年 3 月 11 日において特定被災区域内に居住していた者
- ※ 特定被災区域 ⇒ 岩手県、宮城県、福島県の場合は、全県（県内全市町村）です。

特例を受けられる集積区域を有する市町村

- ◇ 沿岸市町村（計 12 市町村）

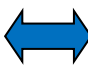
（注）対象は次の要件を満たす個人事業者又は法人

- ・ 認定復興推進計画に定められた産業集積事業を実施する個人事業者又は法人であること
- ・ 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められること
- ・ 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること

(2) 設備投資減税（特別償却又は税額控除） 第 37 条

2026（令和 8）年 3 月 31 日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

		特別償却		税額控除※	
取得等時期 資産等区分	R7. 3. 31 まで	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	R7. 3. 31 まで	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	
	機械及び装置	50%	45%	15%	14%
建物 建物附属設備 構築物	25%	23%	8%	7%	

選択適用 

※ 税額控除について
当期の法人税額の 20%相当額を限度。なお、20%を超えた部分の金額については、4 年間、繰越控除できる。

特例を受けられる集積区域を有する市町村

◇ 沿岸市町村（計 12 市町村）

(注) 対象は次の要件を満たす個人事業者又は法人

- ・ 認定復興推進計画に定められた産業集積事業を実施する個人事業者又は法人であること
- ・ 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められること
- ・ 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること

(3) 開発研究資産減税 第39条

指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において、2026（令和8）年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した開発研究用資産について、特別償却ができる。

また、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして、税額控除ができる。

	特別償却	左記に加え 	税額控除
	R6.4.1～R8.3.31		R6.4.1～R8.3.31
中小企業者等	50% (45%)		大学等との共同研究 ベンチャー等との共同研究 その他の者との共同研究等
中小企業者等以外	34% (30%)		30% 25% 20%

() 内は、R7.4.1～R8.3.31に指定を受けた場合

特例を受けられる集積区域を有する市町村

- ◇ 沿岸市町村（計 12 市町村）

(注) 対象は次の要件を満たす個人事業者又は法人

- ・ 認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する個人事業者又は法人であること
- ・ 指定に係る復興推進事業を行うことについての適正かつ確実な計画を有すると認められること
- ・ 指定事業者事業実施計画が認定復興推進計画に適合するものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること
- ・ 指定に係る復興推進事業を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること

(注) 適用対象資産は次のとおり

- ・ 新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特に行われる試験研究の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの（開発研究用資産）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの
- ・ 開発研究用資産とは、専ら開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するものとして「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第6の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア
- ・ なお、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、本制度の適用はありません。

(参考) 耐用年数省令表第六(抜粋)

種類	細目
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備
構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの
工具	—
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの
ソフトウェア	—

◆ 地方税減税

○ 地方税の課税免除 第43条

復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合（上記の国税の特例のうち(2)又は(3)の指定を受けた場合）は、県及び市町村で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。

【対象税目】事業税（県）、不動産取得税（県）、固定資産税（市町村）

【お問い合わせ先】

岩手県 復興防災部 復興くらし再建課

E-mail : AJ0004@pref.iwate.jp

TEL:019-629-6931 FAX : 019-629-6944